

# 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則 第 66 条の 6 に定める科目		左記に対応する開設授業科目名 (全学教育科目又は専門科目)	単位数	備 考
科 目	必要単位数			
日本国憲法	2	○社会の認識 (日本国憲法)	2	法学部を除く(全学教育科目)
		○憲法 I	4	法学部のみ(専門科目)
体育	2	体育学 A	1	2 単位以上選択必修(全学教育 科目)
		体育学 B	2	
外国語コミュニケーション	2	英語 I	1	いずれも全学教育科目
		英語 II	1	
		ドイツ語 I	2	
		ドイツ語 II	2	
		フランス語 I	2	
		フランス語 II	2	
		ロシア語 I	2	
		ロシア語 II	2	
		スペイン語 I	2	
		スペイン語 II	2	
		中国語 I	2	
		中国語 II	2	
		韓国語 I	2	
		韓国語 II	2	
情報機器の操作	2	○情報学 I	2	全学教育科目